

改正医療法による総合確保法第7条の2第2項の規定について

- 医療法等の一部を改正する法律の議員修正において、病床数の適正化に対する支援事業が追加され、また、当該事業により削減された病床については、不可逆的措置として、医療計画で定める基準病床数を削減することとされたところ。

○医療法等の一部を改正する法律（令和7年法律第87号）

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（第四条関係）

（病床数の削減を支援する事業等）

第七条の二 都道府県は、その地域の実情を踏まえ、医療機関がその経営の安定を図るために緊急に病床数を削減することを支援する事業を行うことができる。

2 都道府県は、医療機関が前項に規定する事業に基づき病床数を削減したときは、厚生労働省令で定める場合を除き、医療計画において定める医療法第三十条の四第二項第十七号に規定する基準病床数を削減するものとする。

（病床数の削減を支援する事業に要する費用に係る国の負担）

第七条の三 国は、医療保険の保険料に係る国民の負担の抑制を図りつつ持続可能な医療保険制度を構築するため、予算の範囲内において、前条第一項に規定する事業に要する費用を負担するものとする。

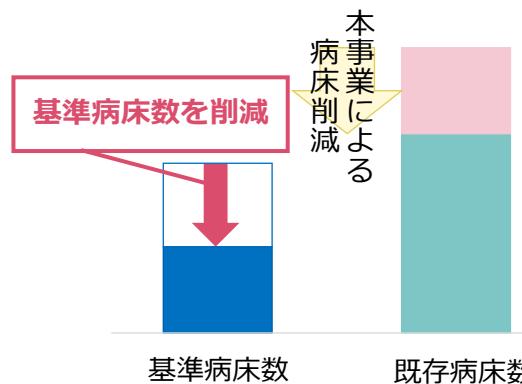
- このうち、総合確保法第七条の二第二項に規定する「厚生労働省令で定める場合」については、特例許可病床（※）といった基準病床数とみなされる病床を本事業により削減した場合を規定することとしてはどうか。

（※） 医療計画の公示後に申請があり、特例的に基準病床数とみなされた病床（急激な人口増加や新興感染症の発生、小児・周産期、救急医療等に関する病床）。基準病床数を超えていても許可されるものであり、その必要がなくなったタイミングで、みなされた病床分は削減されることとなっていることから、基準病床数として組み込まれているものではないため、当該病床の削減による基準病床数の削減は行わない。

このほか、医療計画の公示後に地域医療連携推進法人の参加法人等から申請のあった病床や、国家戦略特区に関する認定を受けて申請された病床も、同様に基準病床数とみなされるものであり、基準病床数として組み込まれているものではないため、当該病床の削減による基準病床数の削減は行わない。

病床数の適正化に対する支援に係る基準病床数の引下げ（イメージ）

- 医療法等の一部を改正する法律の議員修正により追加された、病床数の適正化に対する支援事業に係る不可逆的措置について、具体的には、基準病床数は、地域の医療需要を、病床の稼働状況（病床利用率）を用いて病床数に換算するものであるところ、本事業の病床削減による病床利用率の変化を加味する観点から、二次医療圏ごとに、病床削減率（削減病床数/既存病床数）を用いて基準病床数を削減することとする。



（※1） 二次医療圏によっては、病床削減率を用いて削減すると、本事業による病床削減数を下回る場合がある（例えば基準病床数が80床、既存病床数が100床であって、本事業により10床を削減した場合、病床削減率が10%（削減10床/既存100床）となり、基準病床数の削減が8床（基準80床の10%）となる）ことから、こうした場合には、削減病床数と同数（10床）分を基準病床数から削減することとする。

（※2） 二次医療圏によっては、基準病床数（例：100床）を既存病床（例：300床）が大幅に上回る場合において、基準病床数以上（例：150床）の病床削減が行われる可能性がある（基準病床数がマイナスや0に近くなる）が、その場合には、地域の医療提供体制に支障をきたさないよう、基準病床数が削減後の既存病床数を超えない範囲で、都道府県において柔軟な運用を可能とする。

【参考：令和7年度補正予算に基づく病床数の適正化に対する支援】

○ 施策の概要

- ・「病床数適正化緊急支援基金」を創設し、医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関への支援を行う。
(概要) 医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関を対象として財政支援を行う。
(交付対象・交付額) 病院（一般・療養・精神）・有床診：4,104千円／床（ただし、休床の場合は、2,052千円／床）

○ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

（イメージ図）



- ・ 医療機関は基金管理団体等に計画提出を行う際に病床削減数を申請し、基金管理団体等が計画認定する
- ・ 基金管理団体等は医療機関に所要額を支給する（10／10）